

## 第1回臨時教育委員会会議録

- 1 日程 平成27年10月5日(月)
- 2 場所 藤井寺市柏原市学校給食組合会議室
- 3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 教育長の職務代理者の指名について
- 給食組合教育委員会設置の経緯について

### (1) 議決事項

- 議案第1号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会会議規則の制定について
- 議案第2号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則の制定について
- 議案第3号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務分掌規則の制定について
- 議案第4号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の制定について
- 議案第5号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会公印規則の制定について
- 議案第6号 藤井寺市柏原市学校給食会設置規則の制定について
- 議案第7号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務処理規程の制定について

### (2) 報告事項

- 報告第1号 平成26年度給食会決算報告について
- 報告第2号 平成27年度一般会計補正予算について

- |   |     |     |       |
|---|-----|-----|-------|
| 4 | 出席者 | 教育長 | 多田 実  |
|   |     | 委員  | 藤本 英生 |
|   |     | 委員  | 桑野 聡史 |
|   |     | 委員  | 三宅 義雅 |
|   |     | 委員  | 吉原 孝  |

- |   |      |          |
|---|------|----------|
| 5 | 出席職員 | 給食組合事務局長 |
|   |      | 給食課長     |
|   |      | 総務課参事    |
|   |      | 総務課長代理   |
|   |      | 給食係主査    |

午後2時 委員会開会を宣して日程に入る。

## ○給食課長

皆様、お揃いですので始めさせていただきたいと思います。

本日は、当学校給食組合の第1回臨時教育委員会会議でございます。

藤井寺市と柏原市の教育委員会で給食組合教育委員会の教育委員としてご選出していただきまして、  
こころよくご承諾いただきましたことをお礼申し上げます。

ありがとうございました。

第1回目の臨時教育委員会会議に入ります前に、事務局から本日の傍聴者の報告をさせていただきます。

本臨時教育委員会会議は、公開しておりますが、本日の傍聴希望者がおられませんでしたので、ご報告させていただきます。

また、この会議の内容につきましては、会議録にまとめ公表する予定にしていますので、会議の内容を録音させていただきますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

(会議資料の確認)

それでは、多田教育長よろしく願いいたします。

## ○教育長

こんにちは。私、本教育委員会の教育長を拝命いたしました藤井寺市教育委員会教育長の多田実と申します。初めての顔合わせということでもございますので、お手元に出席者名簿を用意していただいておりますので、それに従って自己紹介というふうにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

(出席委員及び出席職員、各自、自己紹介)

## ○教育長

ありがとうございました。後ほど、教育委員会設置の経緯についても事務局のほうから、ご説明があると聞いておりますが、ご承知のように地教行法の改正がございまして、新教育委員会制度をいろいろと検討する中で、法令上、一部事務組合についても教育委員会を設置しなければならないということがございまして、この給食組合も学校給食に関する一部事務組合でございますけれども、教育委員会が設置されていないという状況に直面いたしました。昨年度、両市教委と給食組合が大阪府並びに大阪府教委といろいろ協議をする中で、両市議会のほうで設置する方向でという形で議決もいただき、そして本教育委員会の1回目を迎える運びになったということでございます。昭和46年以来おこなっているこの学校給食ですが、学校給食会の理事会が、その運営については中心的な役割を果たしてきたというふうに思っておりますが、こういった教育委員会を設置することによって、より組織としての機能を強く

するというふうなことをして、より安全で美味しい給食ということに更に推進していくということを考えております。この教育委員会がそういった役割を担えれば良いのではないかとこのふうにも思っております。いろいろ難しい課題もあるように思われます。また、総合教育会議、また大綱の制定ということで、管理者のほうからも、いろいろと提案もされるだろうというふうにも思っております。いろいろと課題はありますが、なんとか着実に、また円滑に進めていければというふうにも思っておりますので、ご協力方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、案件のほうに入らせていただきます。お手元の次第のほう、ご覧いただきたいと思っております。本日の会議録の署名委員でございますが、吉原委員のほうで、よろしくお願いいたしますと思っております。なお、吉原委員の次には藤井寺のほう、それから柏原のほう、そして藤井寺というふうに順番にお願いをさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、案件のふたつめでございます。一応、地教行法の第13条第2項に基づいて、教育長の職務代理者をこの委員会で指名するというようになっております。人事案件ということですが、このまま進めさせていただいて、よろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

はい、では、どなたか立候補される方、おられますでしょうか。

おられないようですので、ひとつ提案させていただきますが、一応、教育長は藤井寺市から、私が拝命しているということもございますので、両市の委員会ということでもございますから、吉原委員のほうに職務代理者をお願いするというところで如何でございましょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

はい、異議なしということでございますので、吉原委員のほうで、恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、3点目のほうにいかせていただきます。給食組合教育委員会設置の経緯についてということで、改めて事務局のほうからご説明をお願いします。

## ○給食課長

当給食組合は、昭和45年12月に大阪府知事から給食組合設立の許可を受け、昭和46年10月から小学校給食を開始し、平成26年4月からは、中学校給食の共同調理を行っております。

また、学校給食の管理、運営につきましては、現在まで、藤井寺市と柏原市の教育委員会、全小学校と中学校の学校長、学校関係者からなる学校給食会を組織して給食事業の充実発展と運営の円滑化を図って今迄来ております。この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係法規の見直し過程において、給食組合に教育委員会を設置するため、給食組合同規約の変更に関する議案が、両市の市議会に提案され、可決されました。その後、規約の一部変更については、平成27年8月5日付けで大阪府知事より許可されました。

以上のことにより、給食組合の関係条例等も整備する必要となり、平成27年9月9日の給食組合議会において、関係条例等を提案し可決されましたことをご報告させていただきます。

本日の給食組合教育委員会議におきましては、教育委員会設置に伴います規則及び規程の制定について、ご説明させていただきます。ご審議を賜り、ご可決をお願いするものでございます。

以上簡単ではございますが経緯についてご説明させていただきました。

## ○教育長

はい、ありがとうございました。何か、この経緯の説明に関わって、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

はい、それでは続いて、次第のほうの議決事項というほうに入りたいと思います。議案第1号、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会会議規則の制定について、事務局のほう、ご説明をお願いします。

## ○給食課長

(1) 議決事項でございますが、これから説明させていただく規則及び規程につきましては、両市の教育委員会、法規担当課のご協力のもと協議を重ねまして作っておりますが、今後、内容に不備な箇所があれば改善していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会会議規則の説明)

## ○教育長

よろしいですか。

○給食課長

定例会の回数ですが、年3回招集としていますが、時期としては、第1回目は、2月の初めごろに理事会がございまして、新年度の給食日程、給食費等を承認していただいた内容について、ご決定していただくこととなりますので、2月の後半ごろに定例会を予定しております。2回目でございますが、給食会の決算は7月中ごろに理事会がございまして、決算の報告を7月の後半ごろにさせて頂きたいと思っております。3回目は11月後半に予定しております、11月中ごろに給食組合議会がございまして、給食組合の決算報告をさせて頂きたく予定にしております。また、議会で議決が必要な案件がございましたら臨時会を開催する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長

はい、第2条の第2項、定例会は年3回ということですが、その根拠をご説明いただいたというふうに思います。どこからでも結構ですので、全般にわたって何か、ご意見ご質問などありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

○教育委員

少し気になったのは、事件、事件と、たくさん出てきますが、案件というような表現のほうが良いのではないかと思います、如何でしょうか。

○給食課長

この規則を作るにあたりましては、藤井寺市教育委員会会議規則を基に作らせていただいておりますので、文言等は替えておりません。

○教育長

柏原のほうも、こういう表現ですか。

○給食課長

管理市が藤井寺市でございますので、藤井寺市教育委員会の規則等を基にしております。

○教育委員

行政用語ですね。

○教育委員

確かに、一般的には案件などの表現のほうが良いかなと。一ヶ所だけでなく、いろんなところに事件と出てくるので、少し気になるかなと思います。

○教育長

こういうのは、一般的に使われている表現なのでしょうか。

○教育委員

そうですね。まさに行政用語ですね。一般的に事件と言えば、刑事事件とか。あれも刑事だから、そういう印象が強いだけで、こういう行政上の案件というのは、すべて事件という言い回しになるのかなと思います。

○教育長

はい、ちょっとまた検討するとして、一応、行政用語ということで、この表現でご了解いただきたいと思います。ほか、よろしいでしょうか。

では、今の両市の教育委員会の会議を行なうにあたっては、こういう形で実施されているということもごございますので、回数とは全然違いますが、一応、こういう形で了解いただくということでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

そうしましたら、議決いただいたということで、よろしく申し上げます。

それでは、続いて議案第2号、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則の制定について、よろしく、説明をお願いします。

○給食課長

藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の傍聴人規則につきましては、藤井寺市教育委員会傍聴人規則（昭和41年藤井寺市教育委員会規則第2号）の規程を準用する。

資料No.1として、藤井寺市教育委員会傍聴人規則を提示させていただいております。この規則を遵守していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長

はい、藤井寺市教育委員会の傍聴人規則を準用する形で制定するというごさいますが、柏原市のほうの内容はお聞きしていないのですが、良く似たものでしょうか。

○教育委員

そうですね、一緒ですね。

○教育長

一緒ですか。実際に藤井寺市の教育委員会でもあったんですが、ぎりぎりに来られて、傍聴されるというケースがありました。第2条を見ますと、会議開催時刻の10分前までに、受け付け簿に住所及び氏名云々という部分がございますので、退席いただいたという経験もございませう。そういった形で、一応、傍聴人規則については、藤井寺市教育委員会の傍聴人規則を準用するという形で制定するというごさいますが、ご了解いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、全会一致で議決ということにさせていただきます。

それでは続きまして、議案第3号にまいります。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務分掌規則の制定について、事務局のほうから、説明よろしくお願ひします。

○給食課長

(藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務分掌規則の説明)

○教育長

はい、ありがとうございます。これは、現在も、一定、こういう組織でされているというように思いますが、教育委員会の設置に関わって何か変わった部分はあるか。

○給食課長

今までは、給食組合事務局の総務課で給食に関係するすべての事務を行ってきましたが、教育委員会が設置されたことで、新たに給食課ができて、教育委員会事務が増えた分を庶務係で分掌することになったということです。

○教育長

教育委員会関係の事務が増えた分を庶務係として、一応、対応するという形で整理されたということなんです。ありがとうございます。それでは、委員の皆さま、ご質問やご意見等あれば、よろしくお願ひします。

○教育委員

8ページの庶務係のところと給食係のところの最後、その他教育委員会に関し他の係に属さないこととあるのは、人ではなくて事柄が属さないということですね。

○給食課長

はい、そうです。

○教育委員

そのあたり、誤解の無いように少し付けくわえた方が良くはないかなと思います。

○教育長

今、ご指摘があったように、事務又は業務を入れておく方が、誤解が無いであろうというふうに思いますので、その点、よろしくお願ひします。

○教育委員

以前の組合組織の中に、会計係というのがありますが、これはどうなりますか。

○総務課参事

従来、教育委員会が出来るまでは、総務課の1課体制で、総務係、給食係、会計係と、現場のほうであります業務第1係、業務第2係という5つの係でやっておりました。今般、教育委員会を設置することによりまして給食課という新しい課を設置させていただきまして、その中に教育委員会に関する事務についての取り扱いをするために、新たにこの庶務係というものを設けさせていただいております。従来からございました総務係、会計係につきましては給食組合総務課の中に、総務係と会計係という形で、これまで通りと言いますか、事務のほうは行なっていくという形になっておりまして、教育委員会が出来ることによりまして、給食課という新しい課を作りましたので、そちらのほうの分だけが、今回の教育委員会のほうにお諮りして、議決をいただきたいということにさせていただいております。

○教育委員

そういう意味で、先ほどの庶務係の最後、その他教育委員会に関し他の係に属さない内容というのが、今、説明のあった内容が含まれると理解してよろしいですね。

○総務課参事

この庶務係の第8号にあります、その他教育委員会に関し他の係に属さないことは、教育委員会に関することですので、ここの他の係は、給食係や業務第1、第2係に属さないことは、庶務係でやりましょうということで、総務課総務係や総務課会計係であったりのことにつきましては、あくまでもそちらのほうでやっていくということでございます。

○教育委員

なるほどね。組合議会の下に総務課があつて、教育委員会の下に給食課があるということですね。それで総務課の中に総務係と会計係があつて、教育委員会が所管する給食課の中にこれらの係があるということですね。なるほどね。このパンフレットの図も変えておいた方が、わかりやすいですね。

○教育委員

しおりの中に、管理運営というのがありましたね。

○総務課参事

しおりの中では、管理組織としての給食組合と、運営組織としての給食会という表現になっております。

○給食組合事務局長

すべて、これも変えなければいけないと考えております。

○総務課参事

こちらのしおりは、本年4月に作成しましたものを配布させていただいておりますので、かなり不整合な部分もございますので、それらを見直して、来年度以降は作成していきたいと考えております。

○教育長

ありがとうございます。学校給食会の関係の、給食費の会計でありますとか、これは給食係の第9号の学校給食会に関することの中に入っているという形で受け止めてよろしいですね、はい。

他に、よろしいでしょうか。

それでは、今、非常に大事なお話があったと思いますが、他の資料等、内容の見直し、整合等、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○給食組合事務局長

今の三宅先生のご意見で、文言はこのままで良いということで理解させていただいてよろしいですか。

○教育長

庶務係の第8号と給食係の第10号の件ですね。

○教育委員

事務又は業務というような文言が入るほうが、より明確になるように思ひますね。

○総務課参事

そうしましたら、庶務係の第8号をその他教育委員会に関し他の係の事務又は業務に属さないこと。給食係の第10号をその他学校給食に関し他の係の事務又は業務に属さないこととさせていただいてよろしいでしょうか。

○教育長

はい、そういうことで良いんじゃないかなと思ひます。ありがとうございました。

他に何かございますか。

それじゃ、他の資料の見直しをよろしくお願ひしたいと思ひます。では、今のご指摘部分の表現を変えるということで、議案第3号をそういう形で承認いただけるということでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第4号にまいります。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の制定についてということで、事務局のほう、説明お願ひします。

○給食組合事務局長

この説明ですが、一言一句、すべてを読まないでもよろしいでしょうか。

## ○教育長

前もって資料をお渡しいただいておりますので、ポイントのところだけで良いかと思えます。そのあたり、簡潔で結構です。

## ○総務課参事

それでは、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則ということで、どのようなことを教育長に事務委任することが出来るかということを決める規則でございます。第2条をご覧くださいと思います。この第2条の中に掲げる事項を除いて、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任するということでございます。この第1号から第11号に出てくる部分につきましては、教育委員会の権限でこの事務を行なっていくということで、ここに出てくる以外のことを教育長に事務委任するという規則でございます。除く事項のところだけ読ませていただきます。第1号、学校給食に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事。第2号、委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事。第3号、委員会の所管に属する学校給食センターの施設（以下「給食センター」という。）の設置及び廃止に関する事。第4号、委員会の職員の任命その他の人事に関する事。第5号、法第26条の規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事。第6号、法第29条の規定により予算その他の議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。第7号、重要な教育財産の取得を申し出ること。第8号、給食センターの敷地を選定すること。第9号、給食センターの建物の工事の計画を決定すること。第10号、請願及び訴訟に関する事。第11号、法第1条の4第4項の規定による総合教育会議の招集を管理者に求めること。ただいま申し上げましたこの11の項目については、教育長に事務を委任していないということをこの規則で定めるというのが、一番大きな点かなと思えます。

## ○教育長

はい、ありがとうございます。これは、一般の教育委員会でもよく似た内容かと思えます。重要な事項が全部、委員会の議決を通してということが原則であろうと思えます。教育長の報告すべき事項等も書かれておりますが、これも、一般に見られるものというふうに思えます。いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございますか。

## ○教育委員

これは、どこかの分をひな型にされてますか。

## ○給食課長

この規則につきましても両市の教育委員会と協議してまとめたものでございます。

○教育委員

ちょっと気になったのは、第2条第5号、法第26条の規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関することとありますが、これは第26条の、とするより、第26条に、とすべきではないですか。その下の、29条の規定により、ならいいのですが。

○教育長

そうですね。第5号は、法第26条に、の方が良いですね。よろしいでしょうか。

はい、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、承認いただけますか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

はい、それでは全会一致で承認ということで、よろしくをお願いします。

それでは次にいかせていただきます。議案第5号、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会公印規則の制定について、事務局のほう、よろしくをお願いします。

○給食課長

藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会公印規則も藤井寺市教育委員会の公印規則を基に作らせていただいております。給食組合教育委員会の公印を新たに作るために規則で定め、内容を別表で示して、名称、寸法、用途、管守者を定めさせていただきました。また、様式第1号から様式第3号で示しております公印台帳、公印事故届、公印廃止届の様式で管理していきたいと思っております。公印の名称は、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会之印と藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会教育長之印の二つ作る予定にしております。大きさにつきましては、教育委員会之印で正方形の一辺が24mm、教育長之印が少し小さい21mmとさせていただきました。

以上でございます。

○教育長

はい、ありがとうございました。これは、柏原市もよく似た内容かと思えます。あまり、見ないもので、表現等のことがあります、これで結構かと思えます。

○教育委員

これは、具体的にこの印を押印して発出する公文書というのは、例えば市の教育委員会なら教育委員会表彰などがありますし、教育長の公印は、校長などに公文書として送るのに公印を押して送りますね。組合の教育委員会の印と組合の教育長の印というのは、具体的にはどういったものに押印することが考えられるのですか。

○給食課長

まず、教育委員会議の招集告示と公布する際にも教育長の印が必要となります。

○教育委員

教育委員会議を開く時の告示に教育長の印が必要ということですね。

では、教育委員会の印というのは、

委員会事務局の職員の任命に要りますね。給食課の職員の任命権者、教育委員会が任命権者だから、辞令は、この教育委員会の印が必要になると。

○給食組合事務局長

はい、そうです。

○教育委員

これまでは、その方々の分は、組合の管理者の印だったわけですね。

○給食組合事務局長

はい、そうです。あと、教育委員会議で決定事項があり、例えば管理者に報告する場合でも、教育委員会の公印というのが必要になってまいります。このあとこれを公布して、この印が学校給食組合教育委員会の印であるということを住民の方々にお知らせしなければなりませんので、大変重要なものがございます。

○教育長

はい、ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましても、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

## ○教育長

はい、では、承認ということで、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第6号にまいります。藤井寺市柏原市学校給食会設置規則の制定について、事務局、説明をお願いします。

## ○給食課長

冒頭で学校給食組合の経緯について説明させていただきましたが、藤井寺市柏原市学校給食会は、今迄、給食業務を円滑に行ってまいりましたが、給食組合に教育委員会が設置されましたことにより、この給食会を教育委員会で管理監督することになりますので、給食会設置規則を定めるものです。

この規則の第2条の会則でございますが、教育委員会設置に伴い今迄の会則の内容を変更する必要があるございますが、給食会会議（理事会）には、まだ、給食組合に教育委員会が設置されたことを報告しておりません。会則の変更につきましては、まず、給食会会議（理事会）に諮りまして、その後、教育委員会会議でご承認いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。今回ご提示させていただいております会則で給食会のことについて、少し触れさせていただこうと思います。

この会則に則って、給食会会議（理事会）により、給食事業について協議し承認、決定を行っていただいております。給食会の組織としましては、給食を実施する両市の全小学校と全中学校の学校長、教育委員会事務局、学校給食関係者として保護者代表の方々にもご参加願いまして理事会を開催しております。給食会の事業でございますが、第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行うとしております。事業でございますが、（1）学校給食に要する物資の共同購入と共同献立に関すること。（2）学校給食に必要な調査研究に関すること。（3）その他本会の目的達成に必要な事項。となっております。それ以外に年間の給食回数や月額の給食費、給食の分量や栄養摂取量、内容、アレルギー問題、食育、給食費の滞納問題等も協議して決定していただいております。

第5条 本会の役員の方々でございますが、会長、副会長につきましては、輪番で両市の教育長にお願いしております。理事の35名は、学校長、市の教育委員会事務局、保護者代表の方々です。会計、会計監査については、保護者代表にお願いしております。第10条で本会の会議は理事会とするとしております。第11条では、本会には、次の委員会を設けるとしてあります。理事会の傘下に5つの委員会がございます。この委員会について簡単に説明させていただきます。まず、（1）物資納入業者選定委員会ですが、年2回開催しております。ここでは、学校給食物資を取扱う業者として衛生管理等、適切に管理されている業者を選定する委員会で、毎年、書類審査を行いまして登録業者の承認を行っております。新規業者につきましては、工場の視察も実施しております。

（2）物資購入委員会は、年27回開催して、給食で使用いたします食材料を給食会で定めた規格をもとに良質で安全、低廉な物資を入札方法で購入業者を決定しています。

（3）献立委員会は、年6回開催しまして、献立の調査、研究を行い、学校や保護者の方々の意見を

考慮しながら実施献立を決定しております。

(4) 給食主任会は、全小学校と中学校の給食主任の先生方にお集まりいただいて、より良い学校給食を実施するための研究協議を行って、学校での給食についての意見等、情報交換をしながら食育指導や給食業務に役立っています。開催につきましては小学校として年5回、中学校として年5回、実施しています。

(5) 給食費対策委員会は、年2回開催しまして、学校給食を適切に実施していくための滞納対策や今後の問題点について協議しております。

第12条の本会の会計は、保護者負担の給食費等の収入をもってこれにあてるとなっております。保護者からの給食費については、全て給食に使います食材料の購入に充てており、職員の人件費や光熱水費等には、支出しておりません。決算につきましては、保護者代表の監査委員に決算の監査を受け、理事会に諮りまして、承認していただいております。この給食会会則は、今説明いたしました各委員会の規則、規程、基準についても定めています。

以上でございます。

#### ○教育長

はい、ありがとうございます。今、ご説明いただいたんですが、この部分を充分確認しておかなければいけないと思います。これまで、教育委員会が存在しない中で、この給食会の理事会が、最高議決機関的な役割を果たしてきました。これは、PTAであり、教育長であり、給食組合であり、学校長でありといった方々が構成員として、組織されているというようなことで、そういった役割が果たされてきて、これまで円滑に行ってきていただいたという実績もあろうかと思えます。そんな中で、今回、教育委員会が設置されるということで、21ページの趣旨のところにもありますように、教育委員会の下に、事業の推進と適正な管理を図るため、藤井寺市柏原市学校給食会を設置し、ということで、設置が、一定、公的に位置づけられるというような意味でございます。私も、事前に調整する中で、気になる部分については申し上げさせていただきました。会則の変更については、2条の第2項に教育委員会の承認が必要というふうに書かれております。それから、次の第4条の財務のところですが、これは、給食会について、報告となっていて、承認というのは、ここには無いわけですね。このことについては、一応、事務局のほうで、いろいろ関係の市の法規とも確認していただいた結果、報告という部分で良いのではないかというふうなご意見をいただいたということでございます。それから、22ページのほうで内容になりますが、先ほどの会則のほうですが、会計のところの第13条に、本会の予算及び決算はというような文言になってますが、今回の設置規則については、予算というのは無いですね。決算だけということになっております。これは、実態に即してというようなことで、このようになったというふうに聞いております。このあたりの整合ということについても、これから課題になってくるかと思いますが、そのあたりもちょっと、この場でということにはならないにしても、一定、整合のほうは、よろしくお

願いたいと思っております。先ほどの、報告だけですから、教育委員会は責任を持たないで済むと、  
いうふうなことでもない、理解はしているところですが、一定、そういうような、事前の意見交換も  
ございました。そういうことも含めて、何か、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いま  
す。

#### ○教育委員

今のところ、報告事項になっている事業計画や決算、これは報告事項ではありますが、これは委員会  
で一応、承認する形になるわけですね。ただ、その内容が駄目だということではなくて、その出された  
ことを委員会として承認するということになるわけですね。給食会のほうでこれらを決められて、その  
結果を報告していただいて、それを承認するという手続きを踏んでいくということですね。

#### ○教育長

教育委員会の会議の中では、承認する形にすることが、教育委員会を設置する趣旨から言えば、必要  
であろうと思います。

#### ○給食組合事務局長

案件の中の最後に、報告事項を付けております。また同じような内容になろうかと思しますので、よ  
ろしくお願いたします。

#### ○教育長

そういうことで、会議の中では、給食理事会でご説明いただいた内容でありますとか、そういった資  
料を提出いただいて、ご説明いただくということになるかと思えます。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、一応、こういう形でご承認いただけますでしょうか。

#### ○委員一同

「異議なし」の発言

#### ○教育長

はい、それでは承認ということで、お願いします。

では、次、議案第7号、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務処理規程の制定について、  
事務局、よろしくお願いたします。

## ○給食課長

この教育委員会事務局事務処理規程でございますが、教育委員会の予算を執行するに当たりまして、教育長、課長、係長の専決事項として、庶務に関する事項、人事に関する事項、財務に関する事項を定めさせていただくものでございます。内容につきましては、藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程と給食組合事務専決規程をもとに給食組合教育委員会に必要な事項を精査いたしまして作っております。給食組合教育委員会の組織としては、一つの課でございますので、市での規模とはかなり違ってまいります。まず、庶務に関する事項でございますが、教育長、課長、係長の専決する事項について定めさせていただいております。人事に関する事項でございますが、教育長、課長、合議の専決する事項について定めさせていただきました。財務に関する事項と支出科目別専決事項表に掲げております金額等でございますが、市の予算規模とかなり違いますので、給食組合の予算を考慮いたしまして、教育長の専決する額を定めさせていただきました。支出科目別専決事項表の支出負担行為・支出負担行為兼支出命令、支出命令につきましては、予算執行にあたりまして、各科目ごとの専決について定めさせていただきました。

以上でございます。

## ○教育長

ありがとうございました。一応、教育長のもとに委任されている事項ですが、そういったことで円滑に事務を遂行していくというふうな形で決められている規程ということで、どちらの教育委員会にも、こういう形がありますが、一応、財務関係については予算総額等を勘案して、バランスを考えて上限や下限の金額を決定されたというようなご説明もございました。この教育委員会が出来たことによって、教育長が存在するということによって、これまでは、管理者のほうで決裁されているケースが全てであったと思いますが、ひとつの組織が出来ることによって、こういうところも見直さなければいけないというふうになったものでございます。金額が適正かどうか、このあたりはちょっと、予算の総額との関連ということもありますので、なかなか意見を言いづらいところではありますが、先ほどの訂正で、人事に関することを事項に差し替えということだけですが、ほか何か、ありますでしょうか。

## ○教育委員

28ページの7号、50万円以上の物品購入、これは課長のところが空欄になってますが。

## ○総務課参事

この第7号につきましては、50万円以上、300万円未満は教育長の専決事項、ただ、この場合には事務局長の合議をいただくということです。特にここに書いておりません50万円未満のものについては、課長決裁ということにさせていただくということです。

○教育委員

課長が50万円未満ということですね。

○教育委員

上の6号と同じということですね。

○総務課参事

ここに50万円未満と入れますと、事務局長の合議をもらわないといけなくなりますので、入れていないということです。

○教育委員

決裁権者と合議とは別ですよ。

○総務課参事

別です。

○教育委員

第7号自体が、50万円以上の物品購入云々と書かれていますよね。

○教育委員

なるほど、50万円未満だったら、最初からここに出てこないということですね。

○総務課参事

ここにありますのは、財務に関する専決事項としてのことで、執行伺いにつきましては、別表第4のほうの支出科目別専決事項のほうにでてまいりますので、30ページの需用費修繕料のところに出てきますように、それぞれの金額に応じて、50万円以上、300万円未満については教育長の専決事項。50万円未満については課長の専決事項ということで書かれておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○教育委員

なるほど、わかりました。

あとでご説明があるのですが、財務のこと、それから先ほど、教育委員会規則で、学校給食会の設置について議論しましたが、学校給食会の権限については、共同購入とか、そういったお金の出

し入れについても、教育委員会規則で定めた学校給食会の権限ですね。それで、学校給食会が、決算なり予算なりを議決して、教育委員会は、設置した上部になるのに報告だけですね。だから、教育委員会の組織と管理者の組織の権限が、非常に分かりづらいというか、お金の出し入れは学校給食会が権限を持っていると言いながら、それは教育委員会の所管であると。

○給食組合事務局長

学校給食会のお金の出し入れは、学校給食会の中で職務権限を設けておりますので、給食費に関することについては、すべて教育長。

○教育委員

先ほどのところで、報告するとなっていましたが、否決はできないんですね。

○給食組合事務局長

教育委員会に報告する学校給食会の決算と、組合の予算と決算の中で教育委員会に関するもの、予算でしたら(款)教育費として歳入歳出するものになってくるわけです。

○教育委員

お預かりしているお金の出し入れの権限は、すべて学校給食会が担っているということですね。だからこれまで、教育長も私も決裁していましたね。あれは今まで通りで変わらないということですね。

○教育長

そうですね。先ほども少し申し上げたように、三宅先生からのご指摘もあったんですが、一応、報告と書いてありますが、中身に疑義があったりというようなことは、そしたら報告だけですからというふうなことで、委員会として、私たちは知らないですということになって良いのかと。それで、教育委員会を置く意味があるのかということで、私は承認というのが必要ではないかなというご意見も申し上げたんですが。

○教育委員

両名が、その中の組織に入っているからという部分もね。

○教育長

ただ、会議の中では、やはり承認という、一定、先ほどの文言は報告ですが、どなたか委員さんから、ここはというようなご指摘があれば、やはり、はいそうですかというわけにはいかないと思いま

すね。

○教育委員

どうなのでしょう。両市の法規などにもご確認いただいているということですが、ここは今、教育長が仰ったように、仮に不正な支出などがあつた時には、最終責任をどこが取るのかということになった時に、学校給食会が取らないといけなくなりますね。教育委員会ではなくて。

○給食組合事務局長

保護者からいただくお金については、給食会の会長権限になってきております。

○教育委員

公費とは別の預かり金会計というようなカテゴリーになってきますね。

○給食組合事務局長

私会計に近いものになってきます。私会計であつて私会計で無いというところがあつて、今、総務省などでも、公会計に変えていきなさいという指導が出てきており、大阪市などは公会計になってきております。

○教育委員

PTA会費などと一緒ですね。お預かりしたお金を誰が責任を持つのかという

○給食組合事務局長

公会計ということも、近々、考えないといけないと思っています。

○教育長

滞納の問題も、裁判ということを考えれば、公会計である必要があるというようなこともありますから、そういう意味で、教育委員会というのは公的なものですから、公的なものの下に任意の学校給食会が設置されていると。教育委員会の規則という形で。仰るように財務関係で疑義があれば、教育委員会としては、やはり、指摘する必要もありますし、そんな中で、この報告だけで良いのかというのは、私も課題として未だに残っているんですがね。これは、会議の中では一応、全委員の皆さんに了解をいただくというふうなことは必要かというふうには思っております。

## ○教育委員

やはり教育委員会という公的なものが、当事者になる必要があると思いますね。民民になってしまうんですね。学校給食会と保護者という。それは、どうなんですかね。

私は、教育委員会の下組織だから、当然、その上の教育委員会なり管理者なりが、行政訴訟を起こしたり、それも費用が掛かってきますので、それも含めて出来ると思っていましたけど、単に任意団体で、予算決算が報告だけで、権限が無いとなれば、訴訟を起こせないような気がしますね。

## ○教育委員

少し戻ってしまいますが、21ページの第2条の第2項の中にも、会則を変更する場合、承認を得なければならないという、あくまでも委員会の下に学校給食会があるという位置付けで良いわけですよ。そうすると、給食会のほうで会計処理を全部してもらって、会計監査などを行ない、そこで承認してもらったものを報告してもらうということは、当然、必要になるし、報告されたものを承認という流れにならないといけないのではないかなという気がします。そうでないとここで教育委員会の中に学校給食会を設置する意味が無いという気がします。ただ、今まで、給食会が中心になってすべてやってきていて、いきなり教育委員会が出来たために、その事務の流れがこういう形になっていると思います。実際に実務をされるのは給食会のほうで、すべてやっていただいて、最終的なところは、今、教育委員が仰ったように、公的なところで表に出る流れが明確になっていた方が、訴訟などの時には、より、やりやすくなってくるとは思いません。

## ○教育委員

公会計っていうのは議論されていますか。

## ○給食組合事務局長

まだしていません。大阪府下でも、ごく少数の市しか導入されておられません。

## ○教育委員

むしろ、府立の学校などは公会計というよりは、ネットバンキングを使って、出入りをすべて金融機関に残るような形で、しかも手間のかからない、銀行に行かなくても決済が出来るというようなことにして、それ以外のお金は置かないとか置けない、修学旅行の積み立てなども全部ネットバンキングですね。だから、そういうふうな方向性も無くはないですね。でも、訴訟の時には、やはりそれでは行政が出て来れないですね。任意団体である学校給食会が、原告になる。それはもう、それでいくとなれば、それはそれでね。いかざるを得ないのかなと。ただ、その時には、給食会の会長、副会長というのは、我々なのでねえ。

○教育長

そういう立場に立てるのかどうか。学校給食会そのものがね。あくまでも任意の団体ですから。だから、今回、教育委員会という、趣旨にあるように、適正な管理を図るという趣旨のもとを考えれば、やはり財務についても、報告し、承認という形が普通だろうと。だから、決して派生することを我々のほうで、それを出すとかの意図は無いように思います。

○教育委員

今、現時点でも、理事会のメンバーというのは、PTA代表の方もたくさんおられるでしょう。情報も出来るだけ、特定の学校の滞納が多いとか、ご家庭の経済状況がわかるようなものは、一定の配慮が必要ということでやってますよね。その限りにおいては、その状況で、教育委員会議の議事録として公表するというのは、別に大丈夫だと思います。当然、個人情報に類するものだとすれば、インセンティブ情報とまではいかないでしょうけど、それは充分、根拠としてあるわけですから、公表しなさいと言われても、いえ出来ませんと言える範囲のことだと思いますよ。それであるならば、承認権限も、教育委員会においておくほうが、将来的に良いかなという気はしますけどね。再度、ご確認いただくことは出来ますか。

○教育長

ちょっと、元に戻ったような形になりましたが、21ページの第4条ですが、委員会に報告し、承認を得なければならぬという、実際はそういうふうにはせざるを得ないと思いますので、その抛りどころについても、実態に合わせて変えておくと。ただ、それに伴って、いろいろな問題点については、それはやはり、教育の一環として、その都度、考えていく、判断していくということで、一応、第4条については、そういう形が望ましいということによろしいですか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、戻って悪いですが、第4条については、報告し、承認を得なければならぬといふうに変えていただきたいと思います。

○給食組合事務局長

参考までに、よろしいですか。今、専決に関する事項、財務に関する事項、それと別表第4の支出科目別専決事項等、金額的なものですが、今まで、組合の事務局長は200万円未満という決裁権でさせ

ていただいております。教育長は特別職ですので、同等の金額ではいかなものかということで、300万円にさせていただいております。その関係上、合議が必要なところにつきましては、総務課長と事務局長というふうにさせていただいております。その点、ご了承お願いしたいと思います。

○教育長

よろしいですね、今の件。はい、すみません、前後して申し訳ないですが、事務処理規程の件、今のことも含めて、よろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、一応、事務処理規程についても承認ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○給食組合事務局長

報告事項にいきます前に、教育委員会が設置されます機構について少しだけ、お示ししたいと思います。事務局の組織図ですが、9月30日と10月1日の予定ということでさせていただいておりますが、教育委員会が出来たことに対しまして、職員を増員することは出来ませんでした。ですから、今まで1課体制で総務課だけ、組合事務局の中で総務課だけという体制が9月30日でございます。10月1日以降は、教育委員会が設置されたということで、教育委員会事務局が入っております。その中で職員の振り分け、兼務も入れた振り分けでございます。一応、こういう形で発令式を10月1日付けで行う予定にさせていただいております。今までは、総務課1本でしたので、管理者から命じられておりましたけれども、今回は、管理者が教育委員会へ出向させるという辞令を交付し、教育委員会から、給食課長以下、各係の職員について辞令を命ずるという形になります。9月30日までは、事務局長だけが私でしたけれども、今度は、総務課長を兼務すると。総務課長が給食課長になります。いわゆる、この給食課長のほうから管理者が教育委員会事務局に出向を命ずるという形になります。それで、教育委員会名で給食課長を命ずるという形をとらせていただきます。業務係の調理員等は、配置替えはございません。一応、総務課の中の業務係が、給食課の中に移るということでございます。先ほど少しでました会計係につきましては、今までと同じように総務課の中でございます。会計管理者事務処理規程もございまして、そういう形にさせていただいております。以上、簡単に報告させていただきました。

○教育長

今、ご説明いただいた教育委員会事務局の下にある給食課長、課長代理、それから庶務係長、これは

全部、出向という形ですね。

○給食組合事務局長

はい、教育委員会事務局に出向です。今は管理者からの辞令でございます。給食課長並びに一番最後の業務第2係長までにつきましては、教育委員会のほうから新たに辞令を交付するというところでございます。

○教育委員

なるほど、それで、わかりました。

○給食組合事務局長

この決裁につきましては、教育長にいただこうと思っております。今後、こういう案件がございましたら、教育委員会会議の中で、報告という形でさせていただきたいと思っております。人事の案件だけで臨時の教育委員会会議を開くというのは、先生方もお忙しいことと思っておりますので、市のほうも慣例で、そのようにさせていただいておると思っておりますので、この場で、よろしく願いしておきます。

○教育長

発令式、セレモニーのようなものはあるのですか。

○給食組合事務局長

起案で回させていただきます。こういう形でさせていただきたいと、教育長の決裁をいただきたいと思っております。

○教育長

では、報告のほうにいてもよろしいですか。

それでは、2の報告事項のほうにまいります。報告第1号、平成26年度給食会決算報告について、どうぞよろしく申し上げます。

○総務課参事

別冊で資料を付けさせていただきました。会計決算書をご覧いただきたいと思っております。第44期ということで、平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものでございます。表紙をおめくりください。左側に藤井寺市柏原市学校給食会事業報告書ということで記載させていただいております。昭和46年から給食事業を開始しまして、43年が経過しております。これまで大きな事故なく、給食をさせてい

ただいております。保護者負担額ということでございますが、平成26年度は月額で、小学校の低学年が3,700円、中学年3,800円、高学年3,900円、中学生につきましては4,300円の月額で、年間11回頂戴しております。1食当りの食材料費の年間平均額は251円91銭となっております。

理事会及び委員会活動等につきましては、先ほど課長のほうからご説明させていただいたとおりでございます。次に1ページをお願いいたします。単年度収支ということでございまして、左側、収入の部でございますけれども、給食事業収入といたしまして、507,167,756円ございました。内訳といたしまして、給食費収入506,676,576円でございます。試食費収入といたしまして491,180円でございます。

これらにつきまして、4ページに明細書をつけておりますので、お聞き願いたいと思います。4ページ、給食事業収入明細書でございます。1、給食費収入額でございますが、藤井寺市10校、柏原市16校、八尾支援学校と給食組合の28の納付者別の、給食の無い8月を除いた11ヶ月分の給食費の合計でございまして、納付金額の多いところから順に記載しております。藤井寺小学校の41,469,896円から、最下段、堅上中学校の2,856,406円までの合計、506,676,576円となっております。

この中の、八尾支援学校でございますが、大阪府立の支援学校でございまして、大阪府からの依頼に基づきまして、平成24年度から平成26年度までの3年間、当給食センターで調理しました給食を提供しておりました。その提供しておりました分の平成26年度1年間の給食費収入額ということでございます。こちらにつきましては、平成26年度で終了いたしましたので、今年度からは、支援学校に給食は持って行っておりません。

次に試食費収入でございますが、幼稚園児等の試食分が、216,720円。各小学校のPTAの方々などの試食分が、258,960円。中学校PTAの方々などの試食費が、15,500円となっております。その合計、491,180円が試食費としての収入でございました。

恐れ入りますが1ページに、お戻りいただきたいと思います。

次に給食事業外収入でございますが、128,877円ございました。内訳といたしまして、不用品売却が、128,700円となっております。この不用品売却と申しますのは、給食に使用します食材料が入っておりましたダンボール箱、これをリサイクル業者に売却した収入でございます。預金利息、177円。これは郵貯銀行の貯金につきます利息でありまして、平成26年4月1日と10月1日に発生した貯金利息の合計でございます。給食事業収入と給食事業外収入の合計、507,296,633円が、平成26年度1年間の収入の合計ということでございます。

続きまして、右側、支出の部でございます。給食事業費用といたしまして506,651,329円、これはすべて給食の食材料費でございます。恐れ入りますが5ページをお願いいたします。

給食材料費明細書でございます。主食のパン代金としまして、32,840,355円。米飯代金としまして、75,767,886円。副食代金が、294,740,064円。牛乳代金が、103,303,024円となっております。これらの合計、506,651,329円が、給食材料費としての1年間の支出とな

っております。ちなみに、当給食センターでは、週5回の給食の内、1.5回、2週間に3回がパン給食。残りの週3.5回が、ご飯給食の日ということで実施させていただいております。

恐れ入ります。もう一度1ページのほうにお戻りください。

次に給食事業外費用でございますが、205,308円。これはすべて、振込み手数料でございます。これにつきましても、うしろ6ページに明細書をつけておりますので、ご覧ください。

6ページ、振込手数料明細書でございます。給食会では、学校から給食会に、毎月、給食費を振り込む際に発生する手数料につきましても、給食会の負担とすることとしております。その必要となりました手数料の1年間の合計でございます。各校の取引先の金融機関によりまして1回あたりの手数料に違いがございまして、それぞれ金額も違ってきております。道明寺南小学校から藤井寺中学校までの振込み手数料を金額の多いものから順に記載しております。平成26年度、振込手数料としての合計金額が、205,308円となったものでございます。

今一度、1ページにお戻りください。

以上、収入の合計金額から給食事業費用と給食事業外費用を差し引きしますと、439,996円となり、これが平成26年度の剰余金ということになりました。この剰余金につきましては、後ほど、ご説明させていただきます。以上、支出の部の合計が、507,296,633円となりました。

続きまして、2ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。左側、資産の部でございますが、現金預金といたしまして、40,154,199円でございます。こちら明細書を7ページにつけておりますのでお開き願いたいと思います。1の現金でございますが、現金手許有高はございませんでした。預貯金といたしまして、40,154,199円の残高がございました。次のページに残高証明書の写しを付けておりますので、ご確認をお願いいたします。

今一度、2ページのほうにお戻りください。次に未収金でございますが、1,347,629円となっております。この未収金でございますが、平成25年度末より、各学校から給食会への給食費の納入については、各ご家庭から学校に入金された金額だけをお振り込みいただくことになりました。その関係で、滞納のご家庭がある場合、学校から給食会に振り込まれる給食費に不足額が生じます。今回の決算では、平成26年12月分から平成27年3月分までの不足額が、給食会としての未収金として挙がってきておまして、その合計額が、1,347,629円となったものでございます。

次の立替金でございますが、こちらも滞納となっております給食費ではございますが、この滞納となっております給食費のうち、平成26年11月までの分で、滞納期間が、この決算をいたします3月末時点で4ヶ月以上であるため、滞納給食費の回収事務が、給食会に移管されたもので、給食会として立替えております合計金額が、そちらに記載のとおり、2,144,458円となったものでございまして、この立替金につきましては、給食会事務局から直接、各ご家庭に請求することとなっております。それらの合計、43,646,286円が、資産の部の合計ということでございます。

続きまして、右側、負債の部でございますが、未払金といたしまして、39,011,129円ございま

した。うしろ8ページに明細書をつけておりますので、ご覧ください。8ページ、未払金明細書でございます。給食用物資代金の支払いは、使用いたしました月の翌月払いとなっている関係で、この未払金が発生しております。ここに記載されております分はすべて3月分の食材料費でございます。これらにつきましてはすべて、4月末までに支払いを完了しておりますので、併せてご報告しておきます。

再度、2ページにお戻り願いたいと思います。前期繰越剰余金でございますが、これは平成25年度から繰り越された剰余金でございますが、4,195,161円となっております。次の当期末処理剰余金は、先ほど収支計算書でご説明いたしましたように、439,996円となっております。これらを合計いたしました、負債の部の合計が、43,646,286円となりました。

次に3ページ、剰余金処分計算書でございますが、1、前期からの繰越剰余金、4,195,161円、これは、先ほど申しましたように平成25年度から繰り越された剰余金でございます。先ほどの当期の剰余金が、439,996円となり、このふたつを合計いたしました、4,635,157円を去る7月16日の給食会理事会で、平成27年度に繰り越しするご決定いただいております。

今一度、表紙をめくりましたところの右側をご覧くださいませでしょうか。ここに決算審査意見書をつけております。ただ今、ご説明申し上げました決算につきまして、平成27年6月17日に会計監査をしていただき、全て正確にして相違ないことを認めていただきましたので、併せてご報告させていただきます。

以上、第44期の会計決算につきましての報告を終らせていただきます。

#### ○教育長

はい、ご報告いただきました。ありがとうございます。何か、ご質問、ご確認等、ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。では、報告の第2号、平成27年度一般会計補正予算について、よろしく申し上げます。

#### ○給食課長

平成27年度一般会計補正予算について、資料2をご覧くださいと思います。学校給食組合に新たに教育委員会が設置されたことに伴いまして、組合議会におきましても、関係条例の整備や教育委員の任命につきまして、ご可決ご同意を賜ったところでございます。今後、新たに教育費としての予算が必要となりました。まず、歳出でございますが、教育委員3名の年度末までの報酬、教育長の交際費、教育委員会の公印の作製など合計78,000円をそれぞれ科目ごとに予算計上したものでございます。歳入につきましては、補正の財源といたしまして、全額、款1分担金及び負担金で、児童生徒割分でございますが、藤井寺市分として37,000円、柏原市分として41,000円を増額補正いたしました。

た。以上、簡単ではございますが、平成27年度一般会計補正予算の報告とさせていただきます。

○教育長

はい、ありがとうございました。この報告第2号で、何かございますでしょうか。

はい、特に無いということでございますので、報告事項は以上をもって終わっていただきます。それでは、一応、議決案件、報告案件等、終わりましたが、全体をとおして、何かございますでしょうか。

○教育委員

これは案ですから、2ページの規則の第何号のところ、空白になっているところは、埋めて出してくださいということですね。

○給食課長

そうでございます。

○総務課参事

今回は最初でございますので、議案の第1号は、規則の第1号という形になろうかと思えます。

○教育長

そうですね。

それでは、会議録署名の後、公表ということになるわけですね。

○総務課参事

はい、そうでございます。

○教育長

はい、それでは、次回の日程等は。

○給食課長

11月の中頃に組合議会がございまして、給食組合の決算認定がございまして。

○給食組合事務局長

どうさせていただきますでしょうか。平成26年度決算につきましては、教育費としての予算はいただいておりませんが。

○教育委員

11月末は、決算の報告だけですか。案件としては。

○給食組合事務局長

一応、人事案件と組合に関する条例改正などがありましたら。

○教育委員

組合関係の条例改正の提案は、どこがするのですか。

○給食組合事務局長

総務課です。

○教育委員

教育委員会の組織では無いほうが条例改正の提案をするんですね。

○給食組合事務局長

そうでございます。

○教育委員

それなら、教育委員会議の議決をもって上程する必要はないわけですね。

○教育長

そうですね。

○教育委員

それなら、11月は、する必要が無いですね。案件が無いですからね。次年度の予算要求については無いんですか。

○給食組合事務局長

まだです。財政査定が、一応、12月。理事者査定が1月。それから2月に、当年度の補正予算並びに次年度の当初予算。

○教育委員

その時には、組合議会の前に教育委員会議をして、教育委員会から、教育委員会の関連予算だけ、上程前に。

○教育長

そうでしたら、また、日程のほうは調整していただけますでしょうか。

○教育委員

場合によっては、無いかもしれないということですね。

○給食課長

2月に理事会がございまして、新年度の給食についてご承認いただく案件がございます。

○教育委員

それは2月ですね。それでは、この11月は、案件が無ければ2月ということですね。

○給食組合事務局長

市のほうも、教育委員会議を3月議会の時に、予算提出される前に、この予算を提出しますという報告をされておられますか。

○教育委員

関連議案があれば、提出前に、教育委員会議を開いてますね。

○総務課参事

予算については何月に審議されておられますでしょうか。

○給食組合事務局長

教育委員会議の中では、予算の審議はされないのですね。

○教育委員

審議はしませんね。報告だけですね。報告だけ。

○総務課参事

報告ということでよろしいのであれば、私どもとしましては、2月に予算に関します組合議会もごさいますし、理事会もごさいますので、それらが終わった後で、予算についてのご報告をさせていただいて、次年度の事業計画でございませうとか、そういったあたりの理事会での決定事項をご承認いただくというような形ということで、2月下旬頃に第1回定例会をお願いさせていただいて、その後、7月の中旬頃に、給食会の決算が終わりますので、それ以降の7月下旬ないしは8月上旬頃に第2回目の定例会と、そして11月頃に組合のほうの決算認定がございませうので、認定された組合の決算についてのご報告を11月下旬か12月上旬頃をお願いするということによろしければ、そういった日程でお願い出来ればと考えております。

○教育長及び委員一同

「そうですね」の発言

○総務課参事

今年の11月につきましては、先ほど局長が申しましたように、平成26年度の決算については、教育費という部分が出てまいりませうので、11月議会の後に決算の報告をする必要が無いのではないかとということで、このまま、特段何もなければ、平成27年は今回限りで、次回については平成28年の2月下旬頃ということをお願い出来ればと思ひますけれども。

○総務課課長代理

組合議会に予算を上程する前に教育委員会議を開かなくてもよろしいでしょうか。ご報告だけということ。

○教育委員

組合議会に次年度の予算を上程するわけですね。

○給食組合事務局長

それを受けて、分担金でもらいますので、市の予算の中の教育費に、組合の予算が含まれることになります。

○教育委員

教育費の予算も、必要な都度、報告をいただき、それを受けてからというのではなしに、議案として上程する分だけですね、事前に行っているのは。

○教育委員

そうですね。

○給食組合事務局長

予算に関連しない議案ですね。

○教育委員

そうです、予算に関連しない議案だけです。もちろん、重要な案件なら、その都度、お聞きしたりはします。

○給食組合事務局長

教育委員会議で決定しなければいけない大きな事業のことなどですね。

○教育長

私が、組合議会に定席で出席するんです。ですから、まったく知らないというのもねえ。関連で何か質問されるということもあるのでねえ。

○総務課参事

一応、次年度の予算につきましては、12月の初旬頃に財政査定があり、1月に理事者の査定がございまして、これらが終わってから議会ですので、そこはずいぶん近づいてしまいますよね。理事会が終わってからと、議会の前ですと。

○教育委員

今、教育長が仰ったように、議案の中にあるんだったら。

○給食組合事務局長

予算を提案するのは理事者である管理者ですからね。

○教育委員

事務的に、教育長に報告しておくということでは、いかがですか。

○教育長

それで結構です。

○給食組合事務局長

当然、次回からは、議会開催の時に、この議案でいきますというのは、教育長も決裁権がありますので。

○総務課課長代理

では、事後報告ということでよろしいですか。

○教育委員

教育委員会議としては、それで良いと思います。

○教育長

それでは、次は2月ですね。

○給食組合事務局長

今日の報告第1号で、決算報告について、先ほど、承認ということになりましたので。

○教育委員

決算書は、決算付属明細書以下は要らなくて、この前だけで良いですね。

○給食組合事務局長

それを起案か、承認いたしますか何かのものを作って、今日の結果として、それについては公示はしなくても良いと思いますが。あくまでこれは、報告事項でございますので。

○教育委員

今日の会議で、報告に加えて、承認も入ってきたので、議決しないといけないですね。

○給食組合事務局長

議決事項になるのですね。

○教育委員

今日の案件とすれば、すでに承認したことになりますね。そういう議事録にしておけば良いと思います。

○給食組合事務局長

承認と入れて。

○教育委員

前の会議で、承認という文言を入れるということになったから、報告案件であったけど、急遽、承認をしたということで。

○総務課参事

次年度以降は、議決事項としていくということで。

○教育長及び委員一同

「そうですね」の発言

○教育長

それでは、ご協力ありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後4時12分